

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年9月16日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、〇〇〇〇〇〇工事 〇〇〇〇〇〇 下負届出書 のり面関係書類一式 工事写真工事に係る写真一式 〇〇〇〇〇〇」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇〇工事（〇〇〇〇〇〇）の①下請届出書、②法面関係書類一式、③工事写真」を特定した上で、①については存在しないため、②及び③についてはその一部が条例第7条第2号に該当することを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年9月24日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年10月15日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月5日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄し全部開示を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。
条例第1条、第7条第2号ただし書イ、同条第3号ただし書ロ及びハ並びに第9条を適用し、社会正義実現、社会秩序の維持及び公共の福祉の向上のため、全部開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

下請負届出書については、請負者が工事の一部を下請負に付したときに提出されるものであるが、請負者から下請負届出書が提出されておらず、①下請負届出書は存在しないため非開示とした。

②法面関係書類一式のうち、個人の氏名及び写真等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当すると判断し非開示とした。なお、現場代理人については、工事請負契約書第10条に基づき工事ごとに設置されるものであり、その氏名は、工事期間中は工事看板等により工事責任者として公にされているが、竣工後は公にされることはなく、何人も知り得る状況に置かれていないため、個人に関する情報として非開示とした。

③工事写真については、当該工事に従事している作業員が撮影されており、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当すると判断し非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、〇〇〇〇〇〇工事（〇〇〇〇〇〇）に係る①下請負届出書、②法面関係書類一式及び③工事写真である。

2 本件対象公文書①の存否について

実施機関は、本件対象公文書①については、存在しないため非開示とする本件処分を行っており、これについては、請負者から提出されていないと説明する。

下請負届出書は、元請業者が下請業者へ工事の一部を下請負に付したときに元請業者から実施機関へ提出されるものであるが、異議申立人から、元請業者から実施機関へ本件対象公文書①が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、本件対象公文書①は存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書①について存在しないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

3 本件対象公文書②及び③に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、本号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公

にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとしている。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないためである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

4 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記3で示した非開示条項及び裁量的開示の規定を基準として、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書②において非開示とされているのは、個人の氏名及び印影並びに写真内の人物である。また、本件対象公文書③において非開示とされているのは、写真内の人物である。これらは、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであることは明白である。

そして、以上の非開示とされている情報は、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。なお、現場代理人に関しては、その氏名は、工事期間中は工事現場の工事看板等に掲出されているが、それは一時的に限られた場所において確認できるに過ぎないもので、何人も知り得る状態にあるとは言えず、条例第7条第2号ただし書イに該当するものとは認められない。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、本件対象公文書②及び③において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

5 その他

異議申立人は、上記の条例第7条第2号ただし書イ及び第9条のほか、条例第1条

並びに第7条第3号ただし書ロ及びハを理由に開示を求めているが、条例第1条は条例の目的を明らかにしたもので条例全体の解釈の指針となるものではあるものの、開示の可否の決定の根拠となるものではない。また、条例第7条第3号ただし書ロ及びハは、同号本文に該当する法人等の事業活動情報であってもそれを非開示情報から除外する旨の規定であるが、そもそも実施機関は同号により非開示としていない。したがって、異議申立人が条例第1条並びに第7条第3号ただし書ロ及びハを適用するよう求めている点は、公文書が存在しないこと及び条例第7条第2号に該当することを理由に一部開示とした本件処分に係る妥当性の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年12月5日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年1月23日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年3月5日	異議申立人から意見書が提出された。
平成21年3月11日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年4月24日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成21年5月22日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年6月26日 (審査会第4回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成21年10月9日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年11月13日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成22年2月4日 (審査会第7回目)	事案の審議を行った。
平成22年3月15日 (審査会第8回目)	事案の審議を行った。
平成22年4月23日	

(審査会第9回目)	事案の審議を行った。
平成22年5月28日 (審査会第10回目)	事案の審議を行った。
平成22年6月25日 (審査会第11回目)	事案の審議を行った。
平成22年7月29日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	